



特許庁委託事業

エチオピアの知的財産制度および その運用に関する調査

2020年3月

独立行政法人 日本貿易振興機構
ドバイ事務所
知的財産権部

目次

1. 序文	5
1.1 地勢	5
1.2 国民	5
1.3 政府	5
1.4 経済	5
2. 国家知的財産戦略	6
3. エチオピアの知的財産法、規則および条約の概説	6
3.1 概要	6
3.1.1 法律	6
3.1.2 加盟	7
3.2 特許	7
3.2.1 法律	7
3.2.2 国際条約	7
3.2.3 取得可能な特許の種類	7
3.2.4 発明	8
3.2.5 新規性要件	8
3.2.6 所有権	9
3.2.7 記名	9
3.2.8 特許性	9
3.2.9 出願要件	9
3.2.10 公開／公告	10
3.2.11 審査	10
3.2.12 特許付与	10
3.2.13 年金	10
3.2.14 権利の移転等	11
3.2.15 特許により付与される権利	11
3.2.16 制限	12
3.2.17 先使用	12
3.2.18 並行輸入	12
3.2.19 侵害	12
3.2.20 実施義務	12

3.2.21	強制実施権	12
3.2.22	終了、放棄および無効	13
3.2.23	導入特許一聞きなれない権利に関する説明	13
3.2.24	特許出願:発明特許	15
3.3	実用新案	16
3.3.1	概要	16
3.3.2	小発明	16
3.3.3	要件	16
3.3.4	除外対象	16
3.3.5	審査	16
3.3.6	証明書	17
3.3.7	変更	17
3.3.8	存続期間	17
3.4	意匠	17
3.4.1	法律	17
3.4.2	国際条約	17
3.4.3	取得可能な意匠の種類	17
3.4.4	新規性要件	17
3.4.5	登録要件	18
3.4.6	所有権	18
3.4.7	出願要件	18
3.4.8	実体審査	18
3.4.9	出願から登録までの平均期間	19
3.4.10	存続期間と更新	19
3.4.11	権利	19
3.4.12	意匠出願	20
3.5	植物育成者権	21
3.5.1	法律	21
3.5.2	出願	21
3.5.3	保護の基準	21
3.5.4	範囲	21
3.5.5	農民または牧畜民の権利	22

3.5.6	公益制限	22
3.5.7	強制実施権	22
3.5.8	存続期間	22
3.5.9	保護適格性	22
3.5.10	品種名称	22
3.5.11	管理上／手続上の側面	22
3.5.12	譲渡と取消	23
3.5.13	侵害	23
3.6	商標	23
3.6.1	法律	23
3.6.2	国際条約	23
3.6.3	商標クリアランス調査	24
3.6.4	商標登録: 実体上の留意点	24
3.6.5	現行法	25
3.6.6	商標登録: 手続上の留意点	25
3.6.7	出願要件	26
3.6.8	審査	26
3.6.9	エチオピアの商標審査に関する専門家の見解	27
3.6.10	審判請求	28
3.6.11	異議申立	28
3.6.12	存続期間と更新	28
3.6.13	権利の移転等	28
3.6.14	不使用を含む取消	30
3.6.15	権利行使	30
3.6.16	関連する権利	31
3.6.17	商標の商業的側面	32
3.6.18	商標審査	33
3.7	著作権	34
3.7.1	法律	34
3.7.2	国際条約	34
3.7.3	保護される作品	34
3.7.4	付与される権利	34

3.7.5	保護期間	35
3.7.6	例外	35
3.7.7	権利行使	35
3.7.8	権利の移転等	35
4.	知的財産保護に関する行政機関	35
5.	知的財産保護に関する司法制度および裁判所	36
6.	知的財産の税関取締	36
7.	知的財産の警察取締	37
8.	法的救済(民事訴訟)	38

1. 序文

1.1 地勢

エチオピアはアフリカ北東部の陸地に囲まれた国であり、以下の国と国境を接している。

ジブチ、エリトリア、ケニア、ソマリア、スーダンおよび南スーダン

エリトリアは 1993 年に独立しているが、かつてはエチオピアの一部であった。エリトリアの独立によりエチオピアは内陸国となった。

エチオピアは 100 万平方キロメートルを超える面積を持つ大きな国である。

エチオピアの重要な地理的特徴として、大地溝帯、ナイル川(青ナイル川)およびエチオピア高原が挙げられる。エチオピア高原の標高が高いため、エチオピアは赤道に極めて近い他のアフリカ諸国ほど暑くない。

エチオピアは深刻な水不足に悩んでおり、耕作可能な土地はわずか 15% にすぎない。

1.2 国民

エチオピアの人口は 1 億 900 万人ほどで、アフリカで最も人口の多い国のひとつである。首都アディスアベバの人口は 800 万人に近い。

エチオピアで話されている言語は、アムハラ語、オロモ語、ティグリニア語およびソマリ語などである。

1.3 政府

エチオピアはアフリカで最も古い独立国である。

エチオピアには大統領と首相がいる。現在の大統領は女性であり、アフリカではかなり珍しい。現在の首相アビイ・アハメドは自由主義者とみなされており、近隣の紛争を終結させることに熱心な人でもある。2019 年 10 月 11 日、アビイ・アハメドがノーベル平和賞を受賞することが発表された。

1.4 経済

エチオピアの経済は急成長している。2018 年の国内総生産(GDP)は、約 840 億 US ドルであった。

農業とコーヒーが、この国の経済の極めて重要な柱である。しかし最近では、インフラ産業や製造業への投資が増加している。小規模ながら金、プラチナ、銅、カリウム、天然ガスを産出し、水力発電も有している。

外国貿易に関しては、この国的主要輸入品には、機械、石油、消費財および食品が含まれる。

エチオピアの主要貿易相手国を以下に示す。

ドイツ、日本、サウジアラビア、イタリア、スイスおよび米国

エチオピアの主要輸出品は、コーヒー（エチオピアの輸出額の 50%以上を占める）、革製品、動物の皮革、なめし革、野菜および油糧種子である。

2. 国家知的財産戦略

エチオピアは知的財産戦略を起草しているが、まだ実施されていない。

3. エチオピアの知的財産法、規則および条約の概説

この章では、以下の主題に分けて説明する。

- 概要
- 特許
- 実用新案
- 意匠
- 植物育成者権
- 商標
- 著作権

3.1 概要

3.1.1 法律

エチオピアにおける特許および意匠に適用される法律：

産業財産(発明・小発明・意匠)法第 123/1995 号

商標に適用される法律：

商標登録・保護法(布告)第 501/2006 号

エチオピアにおける著作権に適用される法律：

著作権法第 410/2004 号

エチオピアにおける植物育成者権(PBR: PLANT BREEDERS' RIGHTS)に適用される予定の法律：

植物育成者権法(布告)第 1068/2017 号

注意すべき点として、上記布告第 1068/2017 号はまだ審理中である。この布告が施行されると、以下の布告が廃止されることになる。

植物育成者権に関する布告第 481/2006 号

3.1.2 加盟

エチオピアは 1998 年 2 月 19 日以降、世界知的所有権機関(WIPO)の加盟国である。
エチオピアはパリ条約には加盟していないにもかかわらず、優先権の主張を認めている。

3.2 特許

3.2.1 法律

エチオピアにおける特許(実用新案)に適用される法律:

産業財産(発明・小発明・意匠)法第 123/1995 号

特許庁:

エチオピア知的財産庁(EIPO:Ethiopian Intellectual Property Office)

3.2.2 國際条約

エチオピアは WIPO の加盟国である。

エチオピアはパリ条約の加盟国ではないが、過去 12 か月以内に提出された外国出願の優先権を主張できる。

3.2.3 取得可能な特許の種類

特許は、「発明を保護するために付与される権利であり、発明は製品または方法に関するものである。」と定義されている。

エチオピアで取得可能な特許の種類は、以下のとおりである。

- 発明特許
- 追加特許
- 導入特許(Patents of Introduction) – 導入特許に関する特定の実体上および手続上の問題については、本章の最後に取り上げる。

エチオピアは ARIPO(アフリカ広域知的財産機関)および PCT(特許協力条約)の加盟国ではない。そのため、以下のルートで、エチオピアにおける特許権は取得できない。

- PCT の国内移行
- ARIPO 特許
- PCT の ARIPO 広域移行

3.2.4 発明

発明の定義は以下のとおりである。

「技術分野における特定の問題を実際に解決する発明者的思想」

エチオピアで特許を受けるには、発明は以下の要件を満たさなければならない。

- 新規性
- 進歩性
- 産業上の利用可能性

特許に関して、以下に示す特別な除外対象がある。

- 公序良俗に反する発明
- 植物もしくは動物の品種、または植物もしくは動物を生産するための本質的に生物学的な方法
- ゲームまたは商業や工業活動を行うための仕組み、規則または方法、およびコンピュータプログラム
- 発見、科学的理論および数学的方法
- 人間または動物を手術により処置する方法、および人間または動物の診断方法
- 著作権により保護される著作物は特許を受けられない。著作物は著作権法において定義される。

3.2.5 新規性要件

エチオピアでは、絶対的な新規性が要求される。

発明の公衆への開示が、出願日または優先日より前の 12 か月以内に行われ、その開示が以下のいずれかの行為の結果であった場合には、新規性は喪失しない。

- 出願人またはその前権利者により行われた行為

- 出願人またはその前権利者に関して行われた第三者による濫用。

つまり、上記 2 つに関連して公衆への開示が行われた場合は、かかる開示から 12 か月が経過していないことを条件として、出願人は特許権による保護を申請できる。かかる開示を新規性欠如の根拠とすることはできない。

3.2.6 所有権

特許を受ける権利は発明者に帰属する。

共同発明の場合は、共有に関する規定が存在する。

会社の従業員または受託者による発明は、原則として雇用主または委託者に帰属する。

ただし、職務発明は雇用主に帰属するという原則の例外が存在する。例えば、雇用主の設備や資源に頼らずに、またはこれを使用せずに従業員により創作された発明は、当該従業員に帰属することになる。

3.2.7 記名

発明者本人が希望しない場合を除き、発明者は出願に名前を記載されなければならないと、規定されている。

3.2.8 特許性

人間や動物の診断、治療および手術による処置方法は、特許を受けられない。

ただし、かかる方法に使用される製品は、特許を受けることができる。

3.2.9 出願要件

発明特許

以下のものが要求される。

- 認証された委任状を出願から 1 か月以内に提出しなければならない。
- 英語またはアムハラ語による明細書、特許請求の範囲および要約書を出願日に提出しなければならない。
- 國際特許分類(IPC:International Patent Classification)を出願日に提示しなければならない。注意すべき点として、エチオピアはストラスブル協定の加盟国ではないが、出願人は IPC の最新版を提示しなければならない。
- 図面がある場合には、図面を出願日に提出しなければならない。
- 認証された発明の譲渡証(発明に対する権利の譲渡の証拠)。
- 認証された会社設立証明書(会社の登記を証明する政府文書)。

- 宣誓書付き英訳が添付された優先権証明書を、出願から 3 か月以内に提出しなければならない。

導入特許

以下のものが要求される。

- 認証された委任状を出願から 1 か月以内に提出しなければならない。
- 英語による明細書、特許請求の範囲および要約書を出願日に提出しなければならない。
- 図面がある場合には、図面を出願日に提出しなければならない。
- 認証された会社設立証明書。
- 基礎となる外国で付与された特許謄本を出願日に提出しなければならない。

3.2.10 公開／公告

エチオピアでは、特許出願の公開または付与された特許の公告は行われない。ただし、付与された特許について、名称検索などの調査を特許庁に要請することは可能である。

3.2.11 審査

産業財産(発明・小発明・意匠)法第 123/1995 号の 13 条には、方式審査と実体審査が規定されているが、実務上、特許庁は、特許出願の実体審査を行っていないとの指摘がある。

出願が要件を満たしていない場合、出願人は必要な補正を行う期間として 2 か月を与えられる。かかる補正が行われない場合、その出願は取り下げられたとみなされる。

3.2.12 特許付与

発明特許の存続期間は、出願日から 15 年である。

ただし、特許の存続期間は、エチオピアで当該発明が適正に実施されている証拠を提出することで 5 年間延長できる。

導入特許は、基礎となる特許と共に存続期間が満了するが、出願日から 10 年間が最大存続期間である。

3.2.13 年金

出願日の 1 年後の応当日から、毎年、年金を支払わなければならない。

3.2.14 権利の移転等

譲渡

エチオピアには、権利の譲渡に関する規定が存在する。

譲渡を登録するには、以下の書類が必要である。

- エチオピア領事により認証された委任状。
- 英訳が添付され、エチオピア領事により認証された、譲渡証その他の権原証書。

実施権

エチオピアには専用実施権及び通常実施権の規定がある。

実施権を登録するには、以下の書類が必要である。

- エチオピア領事により認証された、特許権者とライセンシーからの委任状。
- 宣誓書付き英訳が添付され、エチオピア領事により認証された、ライセンス契約書。

名義変更の登録

名義変更を登録するには、以下の書類が必要である。

- エチオピア領事により認証された委任状。
- 英訳が添付され、エチオピア領事により認証された、名義変更証明書。

住所変更の登録

住所変更を登録するには、以下の書類が必要である。

- エチオピア領事により認証された委任状。

3.2.15 特許により付与される権利

特許権者は、以下の行為の独占権を有する。

特許発明を製造、使用またはその他の方法で実施する。

要するに、特許権者の許可を得なければ、第三者は特許発明を実施できない。

3.2.16 制限

特許権者の権利に対する様々な制限が定められている。

特許権者の権利は、以下の行為には適用されない。

- 非営利目的の行為
- 科学的研究または実験のみを目的とする特許発明の実施
- 特許権者またはその許可を受けた者により市場に出された特許製品によるもの
- エチオピアに一時的に滞在する他国の航空機および船舶における特許製品の使用

3.2.17 先使用

エチオピアにおいて、先使用者は保護される。

3.2.18 並行輸入

エチオピアにおいて、特許権者は、発明特許製品の輸入独占権を有していない。

3.2.19 侵害

特許権者は特許侵害について、訴訟を提起する権利を有する。

3.2.20 実施義務

特許権者は、エチオピアにおいて特許発明を実施する、または、エチオピアにおける発明の実施を他者に許可する義務を負う。ただし、実施しないことに関して罰則はない。実施されない場合、第三者は強制実施権を申請することができる。

特許発明は、法律上、「状況に照らして十分かつ合理的な規模」で実施されなければならない、と規定されている。

3.2.21 強制実施権

強制実施権に関する詳細な規定がある。

強制実施権の規定は、特許権者が特許付与日から3年以内にエチオピアで発明を実施せず、その正当な理由を証明できない場合を対象としている。

「使用料(exploitation fee)」に関する規定があるが、これは強制実施権を得るために政府に支払う料金ではない。強制実施権者が特許権者に支払う合理的な使用料に関するものである。

3.2.22 終了、放棄および無効

特許権の書面による終了および放棄に関する規定がある。

無効に関しては、「利害関係人」が所定の状況において無効を請求できる、と規定されている。

所定の状況とは、以下のものをいう。

- 特許の主題が法律に従い特許を受けられない。
- 当業者が実施できる程度に十分に明確かつ完全に、発明が明細書に開示されていない。

3.2.23 導入特許—聞きなれない権利に関する説明

上述したように、エチオピアでは導入特許を取得できる。エチオピアは、アフリカで未だに導入特許を規定している国の中のひとつである。

この歴史的遺物の起源については、工業的または技術的先進国に追いつく最善の方法は、自国で第三者の技術を実施する準備または能力のある人々に、導入特許によって、このような技術を保護することを認めることであると、一部の国々が考えていた時代にまで遡る。例えば、スペインは1986年に欧州連合に加盟するまで、この制度を採用していた。

産業財産法第5節は「導入特許」という見出しつけ、その第18条は次のように述べている。

「全ての責任を負う利害関係人の宣言書に従い、外国で特許を付与され、まだ満了していないが、エチオピアでは特許を付与されていない発明に対し、導入特許を付与できる。」

導入特許の出願要件は、通常の発明特許とは異なる。

導入特許の場合、出願人は外国特許の完全な詳細を提出しなければならない。導入特許には一定の制限があり、産業財産法第20条(1)項(c)は次のように述べている。

「導入特許は、当該外国特許の権利者が本法第11条(2)項に定める1年の期間内に対応する出願を提出した場合、または導入特許の権利者が発明の実施を立証できない、もしくは本法第21条に基づき要求される年金を支払わない場合には、無効とみなされる。」

(第11条(2)項は、エチオピアがパリ条約に加盟していないにもかかわらず、最初の出願から12か月の優先権を事実上与える条項である。)

導入特許の無効に関する規定もあり、第20条(2)項は次のように述べている。

「導入特許の無効は、利害関係人の請求に応じて、第36条の規定に従い裁判所が判断する。」

(第36条は、特許を受けられない主題および明細書における発明の不十分な開示を根拠とする、通常の特許の無効について定める条項である。)

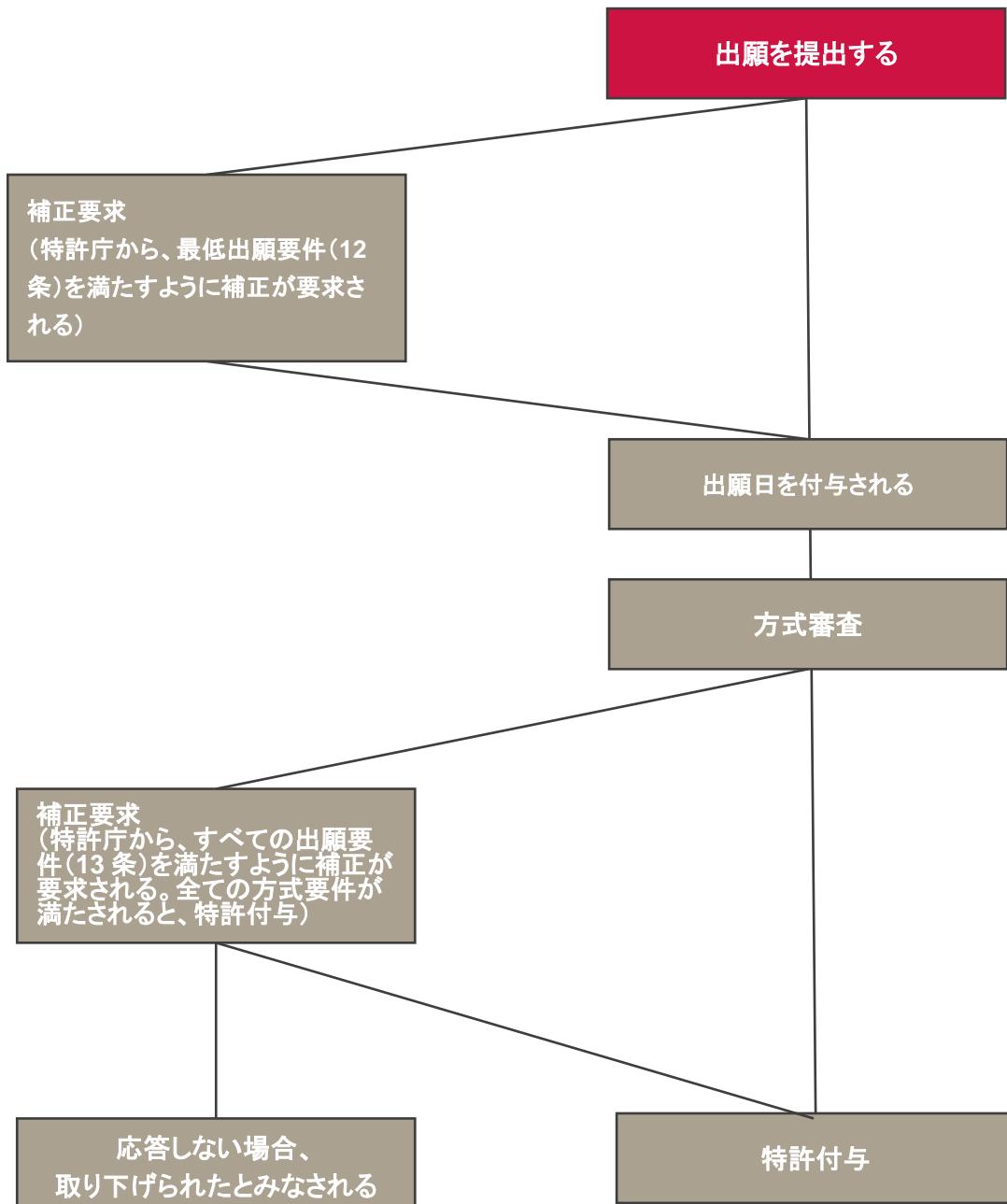
導入特許の有効期間については、第21条で規定されている。

「導入特許の存続期間は最大10年まで延長可能であり、権利者は導入特許付与の3年後から毎年、当該発明の実施を立証し、該当する年金を支払う義務を負う。」

重要な側面として、導入特許は外国特許の権利者に対して、通常の出願期限をはるかに過ぎた後でも、エチオピアで特許保護を受ける機会を与えていた。要求されるのは、当該外国特許の満了前に出願することだけである。

それゆえ導入特許は、特許権者に興味深い機会を提供している。

3.2.24 特許出願:発明特許



3.3 実用新案

3.3.1 概要

実用新案(Utility Model Certificates)については、進歩性などの規定を除き、特許に関する多くの規定が準用されている(法第 45 条、産業財産(発明・小発明・意匠)規則第 12/1997 号第 39 条)。

3.3.2 小発明

実用新案の定義を以下に示す。

「実用に適した小発明に発行される証書」

3.3.3 要件

実用新案は、以下の両方の条件を満たす小発明に与えられる。

- 新規性
- 産業上の利用可能性

小発明が出願時にエチオピアで入手可能な刊行物に既に記載されている場合は、新規ではない。その開示が出願人によって行われた場合には、6か月の猶予期間が与えられる。

注意すべき点として、実用新案に進歩性の要件は必要とされない点である。

3.3.4 除外対象

以下のものは保護から除外される。

- 特許された主題または公共財産の形状、比率または材料の変更。ただし、かかる変更により当該対象物の品質または機能が変化し、その用途または意図される機能の効果が改良される場合を除く。
- 既知の組合せの要素に代えて、同等の機能を有する他の既知の要素を用いただけのものであって、その用途または意図される機能の効果を改良しないもの。
- 公序良俗に反する小発明。

3.3.5 審査

方式審査が行われる。

3.3.6 証明書

出願が要件を満たしている場合、実用新案が発行される。

3.3.7 変更

特許出願から実用新案への変更およびその逆の変更に関する規定がある。意匠を実用新案に変更することはできない。

3.3.8 存続期間

実用新案の存続期間は出願日から 5 年である。

3.4 意匠

3.4.1 法律

エチオピアにおける意匠に適用される法律：

産業財産(発明・小発明・意匠)法第 123/1995 号

意匠庁：

エチオピア知的財産庁(EIPO)

3.4.2 國際条約

エチオピアは WIPO の加盟国である。

エチオピアはパリ条約の加盟国ではないが、過去 6 か月以内に提出された外国出願の優先権を主張できる。

3.4.3 取得可能な意匠の種類

意匠の定義を以下に示す。

「線もしくは色のあらゆる組合せ、または線もしくは色と結びつけられるかどうかを問わず、あらゆる立体形状。ただし、かかる組合せまたは形状が工業製品または工芸品に特別な外観をもたらし、工業製品または工芸品の模様として利用できることを条件とする」。

3.4.4 新規性要件

意匠は新規でなければならない。

意匠が新規とみなされるのは、その重要な特徴全体が、エチオピアまたは外国において既知の別の意匠とは異なっており、その登録出願の出願日または該当する場合は優先日より 1 年以上前に開示されていない場合である。

具体的な特徴が些細な部分においてのみ異なっている意匠は、同一とみなされる。

3.4.5 登録要件

登録を受けるには、意匠は新規であると共に、実用的な利用可能性がなければならない。

意匠は、製品を繰り返し製造する際のひな型として利用できる場合に、実用的な利用可能性があるとみなされる。

意匠出願には、1 つの製品に組み込まれる 1 つの意匠、または同じ区分に属し、組物として販売または使用される複数の製品に組み込まれる複数の意匠を含めることができる。

公序良俗に反する意匠は登録されない。

意匠保護は、技術的結果を得るためにだけのデザインには適用されない。

3.4.6 所有権

意匠に関する権利は、その創作者に帰属する。

3.4.7 出願要件

以下のものが要求される。

- エチオピア領事により認証された委任状を出願から 1 か月以内に提出しなければならない。
- エチオピア領事により認証された意匠の譲渡証。期限なし。
- 意匠の図面または写真を出願日に提出しなければならない。
- 優先権を主張する場合は、宣誓書付き英訳が添付された、優先権証明書の認証謄本を出願から 3 か月以内に提出しなければならない。
- 意匠が用いられる製品の種類の説明を出願日に提出しなければならない。
- 公開延期の請求が可能である。ただし、実際には、公開自体が行われていない。

3.4.8 実体審査

実体審査がある。

意匠出願の実体審査については法律では規定されていない。しかし、意匠庁が意匠出願を審査し、以下の点を判断しているといわれている。

- 意匠の定義が満たされているかどうか
- 方式要件が満たされているかどうか
- 出願が 1 つの意匠に関するものかどうか

3.4.9 出願から登録までの平均期間

平均期間は 12 か月から 24 か月である。

3.4.10 存続期間と更新

登録意匠の存続期間は出願日から 5 年であり、延長料の支払及びエチオピアでの使用を証明することで、5 年間の延長が 2 回可能である。

5 年間の延長料の支払の他に、出願日から毎年、更新料を支払わなければならない。

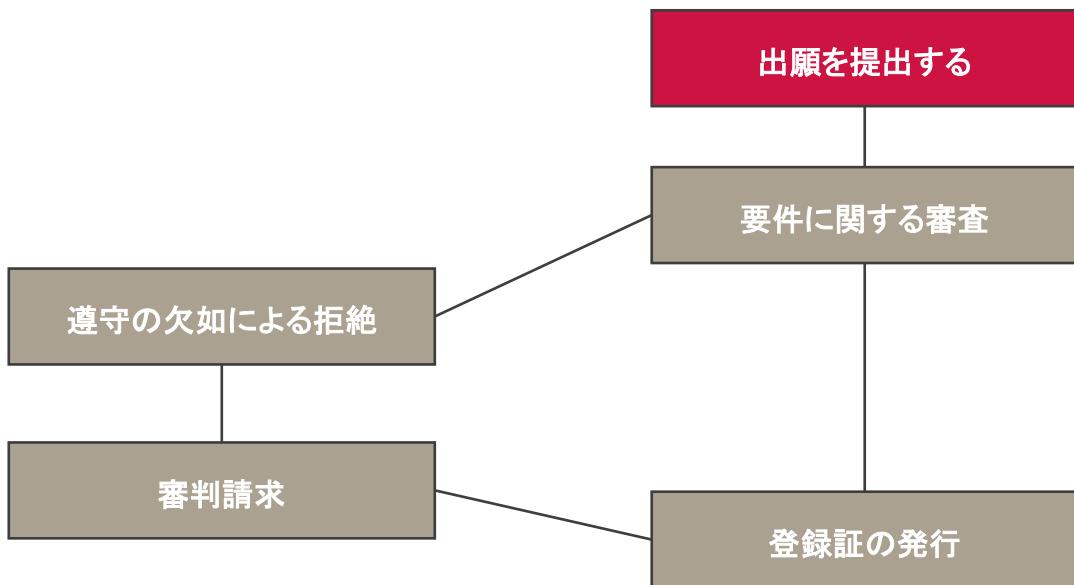
延長の申請は、存続期間が満了する 90 日以上前に提出しなければならない。

特定の状況において、猶予期間が認められる。例えば、状況に照らして正当化されると意匠庁が納得する場合は、意匠庁は更新料の支払期限を延長できる。そのような状況として、相当の注意を払ったにもかかわらず更新料が支払われなかった場合が挙げられる。

3.4.11 権利

登録により権利者は、「当該意匠を製造、使用その他の方法で実施する」独占権を与えられる。

3.4.12 意匠出願



3.5 植物育成者権

3.5.1 法律

最近公表されたエチオピアの植物育成者権(PBR)法:

植物育成者権法(布告)第 1068/2017 号

注意すべき点として、上記布告第 1068/2017 号はまだ審理中である。新しい布告は閣僚評議会の承認が必要である。現段階で、この法律がいつ施行されるかは分からない。

この布告が施行されると、以下の法律が廃止される:

植物育成者権に関する布告第 481/2006 号

以下の説明は、布告第 1068/2017 号に基づくものであることに注意していただきたい。

布告第 1068/2017 号は以下のような様々な問題を取り扱っている。

3.5.2 出願

国土全体における植物の全ての属と種に適用されるが、当局が出す指令により除外されるものを除く。

3.5.3 保護の基準

基準を以下に示す。

区別性、均一性、安定性および新規性

当局は同等の試験手順に従い、他の国における特定の品種に関して得られた区別性、均一性および安定性を確認し、当該品種がエチオピアの国家利益になるとみなされる場合には、既に外国で登録された PBR の登録を許可する。

この場合、PBR の存続期間は、最初の登録の存続期間に限定される。

3.5.4 範囲

PBR の登録により、以下の行為の独占権が与えられる。

保護される種子または繁殖材料の販売もしくは他者への販売許可、または生産もしくは他者への生産許可。

この独占権は、以下にも適用される。

- 保護品種の従属品種
- 保護品種と明確に区別できない品種

- 保護品種を繰り返し使用して生産される品種

3.5.5 農民または牧畜民の権利

小規模農家の農民および牧畜民による保護品種の非営利の保管、使用および交換に関する免責規定が存在する。

3.5.6 公益制限

エチオピア当局は、以下のいずれかの場合には PBR に制限を課すことができる。

- 需要が満たされていない場合。
- 権利行使が食品供給または公衆衛生に悪影響を及ぼす場合。

3.5.7 強制実施権

公衆の利益になる場合、および権利者が十分な量の種子を生産・販売しない場合における、強制実施権の規定が存在する。

3.5.8 存続期間

PBR 登録の存続期間:

- 1年生作物の場合は、権利付与から 20 年。
- 樹木、ブドウおよび他の多年生植物の場合は権利付与から 25 年。

3.5.9 保護適格性

エチオピア人または外国人は、国内または外国で育成されている新規の植物品種について PBR を出願できる。

エチオピアでは先願主義を採用されている。

3.5.10 品種名称

品種名称は、他の名称と類似している、または混同を生じるものであってはならない。

3.5.11 管理上／手続上の側面

PBR 登録手続の構成:

- 願書(詳細は後に発表される予定である。)

- 遺伝資源の原産地または出所、種子の合法的な入手、およびエチオピア生物安全法の遵守に関する宣誓陳述書
- 14 日以内の仮決定
- 異議申立のための公告
- サンプルの寄託要求
- 品種の本質的特徴の維持要求

3.5.12 譲渡と取消

PBR の譲渡は可能であり、登録が必要となる。品種が新規ではない、権利者が所定の料金を支払わない、または品種を維持しなかったなど、様々な理由で取消が可能である。

3.5.13 侵害

権利者の許可を必要とする行為を、許可を受けずに行った場合は侵害とみなされる。

3.6 商標

3.6.1 法律

エチオピアにおける商標法：

商標登録・保護法(布告)第 501/2006 号

本法は 2012 年 12 月 24 日に施行された。

実施規則：

商標登録・保護に関する閣僚評議会規則第 273/2012 号(2012 年 12 月 24 日)

商標庁：

エチオピア知的財産庁(EIPO)

3.6.2 國際条約

エチオピアはパリ条約の加盟国ではない。

しかし、商標法は優先権の主張について規定しており、実際に6月の優先権主張は認められている。

エチオピアは WIPO の加盟国である。

エチオピアは、マドリッド協定またはマドリッドプロトコルに加盟していない。

3.6.3 商標クリアランス調査

出願前の調査に関する要件はない。

2015年9月にエチオピアに導入されたIPASという電子データベースがある。IPASでの調査は1週間ほど要する。

ただし、商標調査の際に考慮すべきいくつかの問題がある。

- IPAS電子データベースは、民間(非公式)オンライン調査には利用できないため、商標庁職員により調査が行われる。
- IPASデータベースには、係属中の出願が含まれている。
- IPASデータベース調査では、調査対象の商標を自動翻訳して検索を行う機能も含まれている。
- IPASデータベースには、図形商標は含まれていない。図形商標の場合、手作業で調査しなければならない。
- IPASデータベースには、拒絶または放棄された商標は含まれていない。
- IPASデータベースは、所有者ごとの調査には使用できない。
- IPASデータベースを通してエチオピアの企業登録の調査はできない。さらに、注意すべき点としては、先の企業登録は商標出願の妨げとはならない。

様々な制限の結果として、調査は全ての商標に関して手作業で行われる傾向にある。即ち、紙媒体の公報を調査することになる。

商標は許可された時点で公告される。

3.6.4 商標登録:実体上の留意点

背景

比較的最近まで、エチオピアには正式な商標登録制度がなく、いわゆる新聞広告による警告通知という、非公式の商標登録制度しかなかった。

商標登録・保護法第501/2006号により初めて公式の商標登録制度が導入されたが、本法が施行されたのは2012年12月24日になってからである。

2006年7月7日より前に取得された全ての非公式商標登録(新聞広告による警告通知)は、2014年12月23日までに公式商標登録として再登録可能であることが決定された。

さらに2006年7月7日から2012年12月24日(現行商標法の施行日)までに取得された公式登録は、再登録の必要はないものの、当該登録の所有者は「新法登録証」なるものを申請する必要があると決定された。新法登録証とは基本的に、本法に規定された新しい7年の更新期間を示す新しい書式による登録証である。

異例の展開として、EIPOは新法登録証が申請された登録について、以前は審査されなかつたという理由で、実体審査を義務づけることも決定した。

実体審査の結果、エチオピアで使用されていたものも含め、既に何年間も登録されていた商標について、多くの商標権が拒絶査定を受けた。

3.6.5 現行法

現行法に従い、商標は以下のように定義されている。

「特定の者と他者との商品または役務を識別できる、目に見えるあらゆる標識であって、言葉、図案、文字、数字、色、商品またはパッケージの形状、またはこれらの組合せを含む」。

エチオピアでは、以下の種類の商標の登録が規定されている。

- 商品商標
- サービスマーカー
- 団体商標

以下の商標の登録は規定されていない。

- 証明商標
- 防護商標

以下の商標の登録も、本法に規定されていない。

- 音商標
- 味商標
- 動き商標
- 触感商標
- ホログラム
- 動き商標

3.6.6 商標登録:手続上の留意点

エチオピアにおいて国際ニース分類(第10版)が採用されている。

指定商品・役務の英訳が要求される。指定商品・役務として類見出しが許容され、「およびこの区分に属する全ての商品」または「およびこの区分に属する全ての役務」という表現も許容される。

マルチクラス(多区分)出願が可能である。

外国出願を基に6月の優先権を主張することができる。

優先権を主張する場合、優先権基礎出願の区分と同一か、それより少なくしなければならない。

複数の優先権主張が許される。例えば、色付きのものと白黒のものと2つの出願の優先権を主張できる。これに関する注意すべき点として、商標法第5条(4)項は、白黒で出願された商標は「全ての色の組合せについて保護される」が、色付きで出願された商標はその特定の色または色の組合せに限定される、と規定している。

3.6.7 出願要件

新規の出願には、以下のものが要求される。

- エチオピア領事により認証された、委任状。
- 翻訳者が署名・押印した宣誓書付き英訳が添付された、対応する国内もしくは外国登録の認証謄本、
または

翻訳者が署名・押印した宣誓書付き英訳が添付された、出願の対象となる商品または役務について詳述する所有者の営業許可証(入手可能な場合)の認証謄本。

所有者の国に営業許可制度がない場合は、会社設立証明書を代わりに使用できる。ただし、エチオピアで保護される商品または役務に密接に関連する事業活動が記載されていることを条件とする。

- 通常の文字商標の場合を除き、見本16通。
- 翻訳者が署名・押印した宣誓書付き英訳が添付された、優先権証明書(該当する場合)。
優先権証明書は90日以内に提出しなければならない。

3.6.8 審査

エチオピアでは、絶対的拒絶理由及び相対的拒絶理由(先の権利)に関して審査が行われる。

絶対的拒絶理由

音または匂いからなる商標は、識別性のない／記述的／一般名称的／公序良俗に反する商標と同様に拒絶される。

形状に関して、以下のものは拒絶される。

- 商品の性質から生じる形状からなる商標。
- 技術的結果を得るために必要な形状からなる商標。
- 商品に実質的価値を与える形状からなる商標。

相対的拒絶理由(先の権利)

出願は先の権利を理由に拒絶される可能性があり、混同を生じる恐れがある場合には、異なる商品または役務に関する先の登録によっても拒絶される。

拒絶理由を克服する上で、同意書が受け入れられる場合もある。同意書は公証に加え、エチオピア領事による認証を必要とする。

審査に関する手続上の問題

拒絶理由通知への応答期限は 90 日であり、それぞれ 90 日の延長が 2 回可能である。延長の上限は 180 日である。

2019 年、EIPO 長官は、商標出願の拒絶などに対する審判請求が、単なる申立書の審理ではなく、正式な法廷審問の形式を取ることを保証する措置を講じた。この変更は、2012 年規則(商標登録・保護に関する閣僚評議会規則第 273/2012 号)に則したものである。

実際にこの変更の結果として、現在では代理人本人が出頭する必要がある。

さらに、この実務変更の結果として、審判廷は、引用された商標の所有者など、他の当事者を召喚し、証拠または意見を提出するよう求める可能性がある。

実際問題としてこの変更は、より熟慮された決定につながると思われるため、前向きな進展と考えらえる。

3.6.9 エチオピアの商標審査に関する専門家の見解

概要

多くの多国籍企業がエチオピアでの商標保護を求めており、商標登録が極めて困難な場合もあるということである。絶対的および相対的拒絶理由として以下のような例がある。

絶対的拒絶理由

一例として、記述的とみなした言葉からなる商標の登録出願について拒絶を受けたことがある。しかし、その言葉は、次の 3 つの言語において記述的であった。

カタロニア語、ラテン語およびエスペラント語

この拒絶は非論理的と思われる。カタロニア語はスペインの一部地域で話されている言語であり、ラテン語はもはや話す人のいなくなった古典言語であり、エスペラント語は国際語として考え出されたが、実際に話す人はいない。エチオピアにおいて関連性があるとみなすべき多数の言語が存在する。主要言語はアムハラ語である。英語も広く理解されているため、関連性があるとみなせるかもしれない。しかし、カタロニア語、ラテン語およびエスペラント語は明らかに関連性のない言語である。

もうひとつの例として、複数の言葉や特徴からなる商標の出願に関して、構成要素である 1 つの言葉または特徴に識別性がない場合、その出願を拒絶するというのがエチオピアにおける商標審査の一般的なやり方である。アフリカの他のほとんどの当局は、識別性のない特徴の部分放棄により、このような商標を許可する可能性が高い。識別性のない言葉や特徴が含まれている新造語(新しい創作語)からなる商標に関しても、同様の経験をしてきた。

エチオピアで識別性欠如の拒絶を克服するために確実と考えられる方法は、使用の証拠を提出することである。基本的に、エチオピアにおける使用を立証できる場合には、識別性欠如の拒絶を取り下げる傾向がある。以下のものを含む証拠が望ましいと考えられる。

- 船荷証券
- 国内広告

- 国内販売店の写真

相対的拒絶理由

同じ言葉が2つの商標に示されているという事実だけで、その言葉には識別性がない、または、その言葉が双方の商標において重要な役割を果たしていない場合でさえ、拒絶されることが多いと言われている。

別の問題として、商標出願が外国企業の名義であり、先の登録が国内企業の名義である場合、エチオピア企業を優遇していると思われる事例もあると言われている。

3.6.10 審判請求

絶対的または相対的拒絶理由に関する EIPA 決定に対して、審判委員会に審判を請求できる。

絶対的拒絶理由に基づく拒絶を克服する上で、審判委員会は先使用のかなり弱い証拠でも受け入れたケースがあるように思われる。

しかし、独特な点として、審判委員会は決定を覆すことを提案することしかできないようである。つまり、EIPO が決定を覆すことに同意しない場合には、出願人は連邦裁判所に上訴する必要がある。

3.6.11 異議申立

商標出願が許可され、公告(即ち、公報により公告)されると、60 日の異議申立期間内に何人も異議申立を提出できる。

異議申立が提出されると、出願人は答弁書を提出できる。この答弁書は異議申立人にも送付される。

出願人が答弁書を提出しなければ、その出願は放棄されたとみなされる。

EIPO は、その後、事件について決定を下し、双方の当事者に決定の写しを送付する。決定について、上訴することができる。

3.6.12 存続期間と更新

登録期間は出願から 7 年であり、その後、7 年ずつ更新が可能である。

更新を行う際、代理人は委任状を必要とする。

3.6.13 権利の移転等

譲渡

商標の譲渡は、その商標に関連する事業の営業権の有無にかかわらず可能である。

譲渡は登録しなければならない。

当局は、商品または役務の出所などに関して公衆に誤認を生じる恐れのある譲渡については、登録を拒否できる。

譲渡(または合併)を登録する際、代理人は基本的に以下のものを必要とする。

- 委任状
- 翻訳者が署名・押印した英訳が添付された、譲渡証その他の権原証書
- 通常の文字商標の場合を除き、商標の見本 16 通
- 登録証の写し

ライセンス

エチオピアにはライセンスの登録に関する規定がある。

ライセンスには、有効な品質管理の規定がなければならない。ライセンス契約が品質管理規定を含んでいない場合、そのライセンス契約は無効であると、明確に規定されている。

さらに、「商標登録により与えられた権利から派生するものではない、またはこれらの権利を守る上で必要ではない」制限をライセンサーがライセンシーに課す場合、その条項は無効であると定めている。

ただし、以下の条項が有効とみなされることを明確にしている。

- 当該商標の使用の範囲、領域もしくは期間について、または当該商標を付して提供される商品もしくは役務の品質について制限する条項
- 「当該商標権者に正当な監督権」を与える条項
- 当該登録の有効性を損なう恐れのある行為をしないようライセンシーに要求する条項

手続上の問題に関して、ライセンスを登録する際に、以下のものが要求される。

- 委任状
- 翻訳者が署名・押印した宣誓書付き英訳が添付された、ライセンス契約書
- 商標の見本
- エチオピア領事により認証された、登録証の写し

商標出願の補正

理論上、出願後に商標出願を補正することは可能である。ただし、以下のことを条件とする。

- 商標自体を実質的に変えるような変更は許されない。
- 原出願における商品または役務リストへの追加はできない。
- 区分の追加はできない。

出願の取下申請が可能である。エチオピア領事により認証された委任状が必要となる。

名義変更

権利者の名称変更を登録するには、以下のものが要求される。

- 委任状
- 翻訳者が署名・押印した英訳が添付された、名義変更証明書
- 商標の見本
- 登録証の写し

住所変更

住所変更を登録するには、以下のものが要求される。

- 委任状
- 商標の見本
- 登録証の写し

3.6.14 不使用を含む取消

概要

商標登録は取消される(無効にされる)可能性がある。

「利害関係人」は、当該商標登録が「本法に規定された条件を最初から満たしていなかったと立証される」場合には、取消を請求できる。この規定が明確に示唆しているのは、識別性の欠如や記述性などの理由である。

取消は特定の商品または役務に限定することができる。

取消は登録日から効力を生じる。

不使用

取消の重要な理由は、不使用である。エチオピアでは不使用期間は3年である。

ライセンシーによる使用は、商標の使用に該当する。

「当該商標の登録時の識別性が変わらない範囲で、構成要素が異なる形態での商標の使用」は、当該商標の取消の理由にはならないと、明確に規定されている。

3.6.15 権利行使

商標登録の権利者は、当該商標または混同を生じるほど類似の商標の第三者による使用を阻止することができる。この規定は、「当該商標または標識の使用が公衆に誤認を生じる恐れがある」または「権利者の利益を損なう恐れがある」場合には、登録対象以外の商品または役務に関する使用にも適用される。

裁判所は、侵害防止および証拠保全のために、一連の「迅速かつ効果的な」措置を命じることができる。このような措置には、以下が含まれる。

- ・ 仮差止命令を含む、差止命令
- ・ 捜索・押収命令
- ・ 損害賠償

さらに適用可能な刑事制裁および税関措置もある。

エチオピアには商標侵害に関する判例法は多くないが、考察に値する判決が 1 件ある。

連邦最高裁判所の大審院(エチオピアの全裁判所を拘束する判決を下す裁判所)は *Intercontinental Hotels Inc v DH Mex Plc* 事件において、エチオピアに商標登録を有する外国企業は同国内に事業所を持たなくても、自己の登録商標に関連して訴訟に参加する権利(原告適格または被告適格)を有すると判示した。

以前は、国内に拠点のない外国の商標権者には被疑侵害に関する訴訟能力がないという抗弁が提起されていたため、この判決は権利行使の分野において重要な意味を持つとみなされた。

以下も参照されたい。

- ・ 本報告書の第 8 節において、商標侵害と権利行使について詳述している。
- ・ 本報告書の第 7 節において、商標侵害の刑事制裁について詳述している。
- ・ 本報告書の第 6 節において、税関規定について詳述している。

3.6.16 関連する権利

周知商標

エチオピアはパリ条約の加盟国ではないが、商標法の第 23 条(1)項において、エチオピアが当事者である国際条約に基づき周知商標として保護を受ける権利のある商標は、エチオピアにおいても周知である場合には保護される、と明確に規定されている。この表現を見ると、エチオピアがパリ条約に加盟するまで、周知商標の保護は受けられないようと思えるが、裁判所は異なる判断を下す可能性がある。

不正競争

エチオピアには、未登録の権利の保護に関する具体的な法規定は存在しない。

ただし、特定の状況において、未登録商標が不正競争行為から保護される可能性がある。例えば、以下の行為から保護されると思われる。

- ・ 競合者の事業、製品または活動に関して、取引において混同を生じる恐れのあるあらゆる行為
- ・ 商品またはサービスの特徴または品質に関して他者の評判を傷つける、または公衆に誤認を生じるおそれのある、取引における虚偽の陳述

不正競争の被害者は、商標法に基づき様々な救済を請求できる。その中には差止命令、即ち不正な行為または陳述をやめさせる命令が含まれている。

さらに請求可能な救済には、損害賠償、違反者の営業免許の取消、通知の公表および訴訟費用も含まれる。

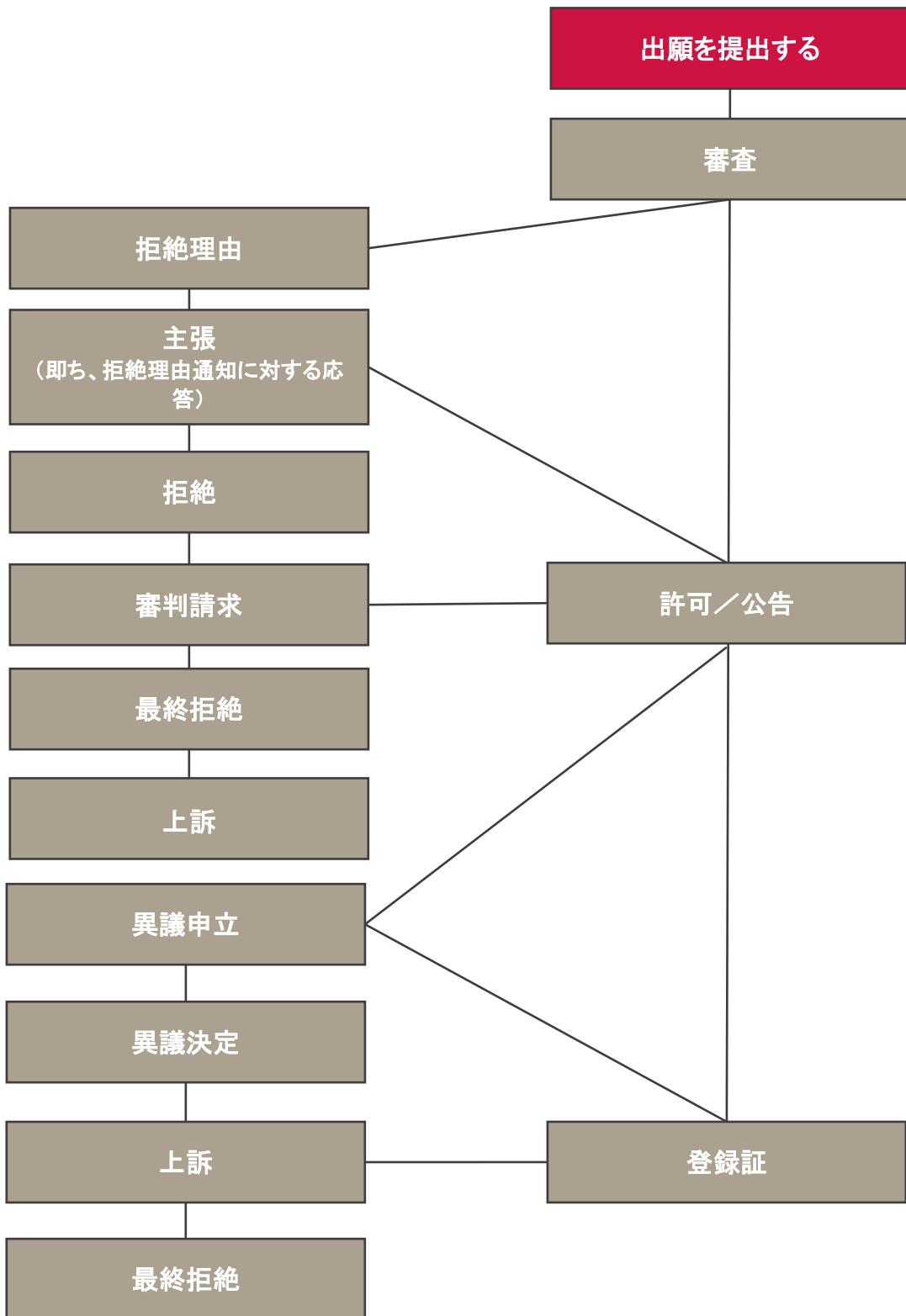
特定の状況では、刑事责任も問われる可能性がある。商品、取引もしくは製品に関して、または他者の活動や事業に関して意図的に混同を引き起こした場合は、犯罪行為として、訴状に応じて、罰金および3か月以上の禁錮刑に処せられる可能性がある。

3.6.17 商標の商業的側面

エチオピアには、以下のものは存在しない。

- 商標登録に対する担保権の登録
- 商標の価値評価

3.6.18 商標審査



3.7 著作権

3.7.1 法律

エチオピアにおける著作権法：

著作権法第 410/2004 号

3.7.2 國際条約

エチオピア法に従い、国際条約により保護を受ける資格がある作品、または外国で発表され、その最初の発表から 30 日以内にエチオピアでも発表された作品は、エチオピアにおいて保護される。エチオピアはベルヌ条約の加盟国ではないため、エチオピアで著作権を受ける外国作品は極めて少ない。

3.7.3 保護される作品

以下を含む様々な作品を保護する。

- 文学作品
- 演劇作品
- 芸術作品
- 写真
- 音楽作品
- 視聴覚作品
- 錄音物
- コンピュータプログラム

保護要件：

- 創作性
- 固定(Fixation)

翻訳、翻案、編曲および収集物など、派生物に関する特別な保護も存在する。保護から除外されるものには、着想、概念、手順やシステムに加え、立法上または行政上の公文書が挙げられる。

3.7.4 付与される権利

経済的権利および著作者人格権に関する規定が存在する。

幅広い経済的権利が存在し、複製、翻訳、翻案、頒布、輸入、一般展示、実演、放送その他の公衆への伝達が含まれている。

3.7.5 保護期間

実名の著作物の保護期間は、死後 50 年までである。

3.7.6 例外

様々なフェアユースの規定が存在する。

例えば、公正な慣行が存在することを条件として、引用権が認められている。

教育、図書館、放送、およびコンピュータプログラムの 1 点のみの複製に関連する、様々な例外も存在する。

3.7.7 権利行使

民事救済および刑事訴訟に関する規定が存在する。

3.7.8 権利の移転等

譲渡およびライセンスに関する規定がある。

当局は、報酬の支払を条件として、強制許諾を与える権限を有する。

4. 知的財産保護に関する行政機関

以下の情報は公表されている。

エチオピアにおける知的財産機関:

エチオピア知的財産庁

www.eipo.gov.et

info@eipo.gov.et

広報部門への電話: +251 115 527 202

以下の部門に分かれている。

特許・技術移転部門

電話: +251 115 527 454

商標登録・保護部門

電話: +251 115 524 267 または+251 115 525 972

著作権・著作隣接権保護部門

電話: +251 115 586 386

5. 知的財産保護に関する司法制度および裁判所

EIPO の各部門による全ての決定は、EIPO 内の審判委員会に審判を請求できる。これは内部行政審判機構である。審判委員会は EIPO 長官に対して決定を提案し、長官は当該提案を承認、破棄または修正し、最終決定を下す権限を有する。

審判委員会の決定(長官により下される)を不服とする場合、連邦高等裁判所に上訴できる。

審判委員会および連邦高等裁判所の双方から続けて不利な決定を受けた当事者の場合、それ以上の上訴権はない。ただし、当該当事者は、かかる決定に法律上の基本的誤りがある場合は、連邦最高裁判所の大審院に訴えを起こすことができる。

一方、審判委員会または連邦高等裁判所のいずれか一方から否定的な決定を受けた当事者は、連邦最高裁判所に上訴できる。当然のことながら、下級裁判所の決定に法律上の基本的誤りがある場合には、連邦最高裁判所の大審院に訴えることが可能である。

注意すべき点として、連邦高等裁判所と連邦最高裁判所の下位に連邦第一審裁判所も存在するが、この裁判所には知的財産問題に関する管轄権がない。その理由は、EIPO の審判委員会が連邦第一審裁判所と同じ地位を有するためである。

さらに注目すべき重要な点として、EIPO は現在、審判委員会に代わる知的財産審判所を設立しようとしている。審判所を設立する指令は発行されたが、審判所はまだ設立されておらず、業務も開始していない。

6. 知的財産の税関取締

エチオピア税関当局は、商標関連の紛争に関する準備ができている。ただし、他の知的財産権関連の事件に関与する準備ができているかどうかは、明らかではないため注意を要する。これまで税関当局は、模倣品および偽造事件に関連する状況に携わってきたため、商標権を重視する傾向がある。

商標侵害の被害者は、自己の権利を侵害している疑いのある商品の押収と留置をエチオピア税関当局に申請することができる。

ただし、いくつかの点に留意する必要がある。

模倣品の疑いのある商品の押収・留置申請は、あらゆる種類の商品を対象にできる。

商品の押収・留置といった水際措置は、詳細な情報が入手可能な、具体的かつ明確に特定された模倣品についてのみ実施される。

特定の商標に焦点を絞った商品の包括的監視という選択肢はエチオピアにはない。

水際措置の申請には、侵害品を識別するために適切な証拠を添付しなければならない。以下のものが必要である。

- 商標の登録証
- 市場に輸入される予定の模倣品に関する明確な証拠
- 申請が代理人を通して提出される場合は、委任状

- 所定の料金の支払

経験上、十分な証拠がエチオピア税関当局に提供された場合、当局は迅速に行動する。

警察および税関の他に、消費者保護庁の審判所は、法律に違反する不正競争行為の被害を受けた事業者への賠償金の支払を命じる権限を与えられている。

7. 知的財産の警察取締

エチオピア刑法は、商標侵害に関してのみ、刑事制裁を規定している。

商標法は、厳格な罰則を定めており、商標法では、商標侵害の罰則は 5 年以上 10 年以下の禁錮刑である。

商標登録の権利者にとって第 1 段階は、模倣品に関する刑事告訴を提出し、被疑侵害者の施設のレイドを警察に要請することである。警察へのレイド申請は、全ての種類の商品に関して提出することができる。

商標権者は、以下のものを提出する必要がある。

- 商標の登録証
- 申請人が当該商標の権利者であり、模倣品が真正品と混同を生じるほど類似しているとする、エチオピア知的財産庁(EIPO)による確認書
- 侵害者により販売されている模倣品の見本、およびこれらが侵害者により販売されている証拠
- 申請が代理人を通して提出される場合は、認証された委任状
- 申請料金

経験上、証拠の入手状況に寄るが、刑事上の有罪判決まで平均 12 か月ほど要する。

8. 法的救済(民事訴訟)

商標法は商標侵害の被害者のために、2種類の民事救済を規定している。これらの救済を以下に示す。

- 侵害行為の差止命令
- 損害賠償

民事訴訟を提起し、裁判所に差止命令や賠償命令を請求するには、裁判所の裁判所事務官に訴訟費用を支払う必要がある。

一般的に差止命令を獲得するまで平均2~3週間を要する。

特許および意匠侵害に関する規定が存在する。

[特許庁委託事業]

エチオピアの知的財産制度およびその運用に関する調査

2020 年 3 月発行

[作成協力]

spoor • fisher

[発行・編集]

独立行政法人 日本貿易振興機構

ドバイ事務所

知的財産権部

TEL: +971-4-5645878

E-Mail: dubai_ipr@jetro.go.jp



本報告書は、日本貿易振興機構が 2020 年 3 月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことをあらかじめお断りします。